

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日とする)

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第六十六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十三条第二項の規定に基づき、鳥取海区漁業調整委員会委員の欠員による補欠選挙を平成二十一年一月二十二日に行うので、同法第九十四条第一項において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十四条第六項の規定により告示する。なお、選挙すべき委員の数は、一人である。

平成二十一年十一月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

鳥取県選挙管理委員会告示第六十七号

平成二十一年十一月二十二日執行の鳥取海区漁業調整委員会委員補欠選挙における選挙長及びその職務代理者を漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十四条第一項において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第九条において準用する公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第八十条第一項の規定により次のとおり選任したので、漁業法施行令第九条において準用する公職選挙法施行令第八十一条の規定により告示する。

平成二十一年十一月十三日

目 次

◇ 選管告示

鳥取海区漁業調整委員会委員補欠選挙の実施
鳥取海区漁業調整委員会委員補欠選挙における選挙長等の選任

鳥取海区漁業調整委員会委員補欠選挙における選挙長が事務を行う場所

鳥取海区漁業調整委員会委員補欠選挙に用いる投票用紙の様式

鳥取海区漁業調整委員会委員補欠選挙における仮投票用封筒等に押すべき印

鳥取海区漁業調整委員会委員補欠選挙における選挙会の場所等

◇ 海区漁業調整委員会委員補欠選挙長告示

鳥取海区漁業調整委員会委員補欠選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるときのくじを行う場所等

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

一 選 挙 長 鳥取市賀露町一七五七番地の三〇二 船本幸作
二 選挙長の職務代理者 気高郡気高町大字八束水一五五五番地 岡田一

鳥取県選挙管理委員会告示第六十八号

平成二年十一月二十二日執行の鳥取海区漁業調整委員会委員補欠選挙における選挙長は、鳥取市東町一丁目二二〇番地鳥取県庁においてその事務を行う。

平成二年十一月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

鳥取県選挙管理委員会告示第六十九号

平成二年十一月二十二日執行の鳥取海区漁業調整委員会委員補欠選挙に用いる投票用紙の様式を漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十四条第一項において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第九十四条第二項の規定により、次のとおり定める。

平成二年十一月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

表
折目

平成二年執行 鳥取海区漁業調整委員会委員補欠選挙投票	鳥 取 県 選挙管理 委員会印
-------------------------------	-----------------------

裏
折目

〇注 意 一 候補者の氏名(法人の場合は名称)は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名(法人の場合は名称)は、書かないこと。	〇注 意 一 候補者の氏名(法人の場合は名称)は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名(法人の場合は名称)は、書かないこと。
---	---

表

平成二年執行 鳥取海区漁業調整委員会委員補欠選挙投票	鳥 取 県 選挙管理 委員会印
-------------------------------	-----------------------

裏

〇注 意 一 候補者の氏名(法人の場合は名称)は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名(法人の場合は名称)は、書かないこと。

備考

- 一 用紙は白色とし、文字は黒色のインクで印刷する。
- 二 用紙は、折りたたんだ場合においてなるべく外部から文字を透視することができない紙質のものを使用しなければならない。
- 三 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷り込み式とする。

鳥取県選挙管理委員会告示第七十号

平成二年十一月二十二日執行の鳥取海区漁業調整委員会委員補欠選挙における仮投票用封筒、不在者投票用封筒及び郵便による不在者投票用封筒に押すべき印は、当該仮投票用封筒を使用し、又は不在者投票用封筒及び郵便による不在者投票用封筒を交付する市町村の選挙管理委員会の印と定める。

平成二年十一月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

鳥取県選挙管理委員会告示第七十一号

平成二年十一月二十二日執行の鳥取海区漁業調整委員会委員補欠選挙における選挙会の場所及び日時は、次のとおりであるので、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十四条第一項において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定により告示する。

平成二年十一月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

一 投票を行うこととなったとき

- 1 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県庁選挙管理委員会室
 - 2 日時 平成二年十一月二十四日 午前十一時
- 二 投票を行わないこととなったとき

- 1 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県庁選挙管理委員会室
 - 2 日時 平成二年十一月二十二日 午後一時三十分
- 鳥取海区漁業調整委員会委員補欠選挙選挙長告示

鳥取海区漁業調整委員会委員補欠選挙選挙長告示第一号

平成二年十一月二十二日執行の鳥取海区漁業調整委員会委員補欠選挙において、候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十四条第一項において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成二年十一月十三日

鳥取海区漁業調整委員会委員補欠選挙選挙長 船 本 幸 作

- 一 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県庁選挙管理委員会室
- 二 日時 平成二年十一月十九日 午後五時十分